

地方議会議員の厚生年金への加入に関する意見書

地方分権改革の進展に伴い、地域の将来に大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

このような状況の中、市民の代表として選ばれた地方議会議員は、議事機関の構成員として、これまで以上に広範にわたり、より専門的な知識や多岐にわたる住民ニーズを把握し、同時に、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

本市議会においては、会期中のみならず、閉会中も常任委員会などを定期的に開催し、年間を通じて、市の政策形成に必要な調査研究を行い、政策立案及び政策提言といった議会活動を行うとともに、個々の議員においても各区の実情等の把握に努め、多様な市民の意見を市政に反映させるための活発な議員活動を行っている。

のことから、専業として活動する議員の割合も高くなっています。こうした地方議会議員の活動の実態を勘案し、時代に即した地方議会制度を確立することは、地方議会議員の幅広い人材確保の観点からも、現在取り組むべき喫緊の課題である。

よって、国におかれでは、国民的な合意の下、地方議会議員の厚生年金の加入に係る法整備を早急に行われるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月15日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

総務大臣

厚生労働大臣